

市の相談窓口

人権相談

15(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
花川北コミセン
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

17(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

2(水)・16(水) 13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

1(火)・8(火)・15(火) 10時～15時 市役所1階
17(木) 10時～15時 花川南コミセン
22(火) 13時～16時 市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所 ※要申込

平日 10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

相続・遺言、不動産(空家問題など)、その他無料法務相談

29(火) 13時～15時 花川南コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約可)

市営墓地の区画募集

募集区画 親船墓地(4区画)、
花畔墓地(5区画)、生振墓地(5
区画)、樽川墓地(5区画)

対象 ・市内に在住し、引き続き
1年以上住所を有すること
・世帯主であること
・納骨するお骨があること

※1世帯につき1区画(6㎡)

費用 墓地使用料3万円、

管理料3万9000円(共に永代)

申込期間 7(月)～21(月)

そのほか 市が行う責任抽選で
決定。本籍地・続柄を記載の住民
票、火葬・埋葬許可証または寺院
などが発行する収蔵証明書が必要

申込・問合せ 環境課

☎72・3240

太陽光パネルを 共同購入しませんか？

北海道では、太陽光パネルや蓄
電池(10kW未満)を家庭や事業所
に導入する方を募集しています。
多くの方が共同購入することで、
低価格での導入が可能です。

対象 太陽光発電・蓄電池の導入
を検討し、設置対象の建物がある方

申込方法

8月31日(火)までに
下記から登録

問合せ 北海道 みんなのおうち

に太陽光事務局

固定電話の方

☎0120・216・100

携帯電話の方

☎0570・076・100



6月は 外国人労働者問題啓発月間

外国人を雇用する際はルール
を守って適正に雇用しましょう。
外国人を雇い入れる際は次の3
点をご確認ください。

○就労が認められる在留資格か

○雇入れ・離職の際にはそれぞれ
ハローワークに届出を行う

○労働保険・社会保険などの加
入をはじめ、適正な雇用管理
を行う

問合せ

【旧石狩地区・厚田区】

ハローワーク札幌北

☎011・743・8609

札幌中央労働基準監督署

☎011・737・1191

【浜益区】

ハローワーク滝川

☎0125・22・3416

滝川労働基準監督署

☎0125・24・7361

高温に関する早期天候情報

気象台では、暑さに慣れてい
ない時期に急激に暑くなったり、
暑い日が続くと予想される場合
に早めの対策をとれるよう、原
則毎週月曜・木曜に「高温に関す
る早期天候情報」を発表します。

問合せ 札幌管区気象台

地球環境・海洋課

☎011・611・6174



夏休み放課後児童クラブ 一時利用申込

対象 小学生
期間 学校夏期休業日(日曜・祝日除く)
時間 8時～18時30分
費用 日額300円 ※別途保険代。欠席分の利用料は還付不可
必要な物 印鑑、就労証明書 ※昨年度利用者も要提出
そのほか 申込多数時調整。定員に達しているクラブは申し込みできない
場合あり。詳細は市HPでご確認ください
受付期間 7(月)～25(金)
申込・問合せ 子ども政策課(市役所1階18番窓口)☎72・3192



後期高齢者医療制度 保険料の均等割軽減の見直しについて

保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乗せして軽減を行って来ました。

令和元年度から段階的に見直しを行い、令和3年度が見直しの最終年度となり、軽減割合は本則どおり7割に統一されます。

詳細は、7月に送付する保険料額決定通知書に同封のリーフレットをご覧ください。

対象者の所得要件 ^{※1} 世帯主と世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額	軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【平成30年度における8.5割軽減の区分】 所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
【平成30年度における9割軽減の区分】 上記の世帯のうち、世帯の被保険者全員が所得 0円(年金収入のみの場合、80万円以下)		9割	8割	7割	

※1 令和3年度以降の対象者の所得要件43万円+10万円×【給与所得者等^{※2}の人数】-1

※2 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方です

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・65歳未満で公的年金の収入金額が60万円を超える方
- ・65歳以上で公的年金の収入金額が125万円を超える方

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601
国民健康保険課 ☎72・3125

国民健康保険税の課税限度額などが変わります

● 課税限度額

令和3年度から課税される国民健康保険税の上限額は、次のとおりです。

区 分	改正前	改正後
医療保険分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護保険分	16万円	17万円
計	96万円	99万円

災害や失業、新型コロナウイルスの影響などで保険税を納めることが難しい方は減免措置を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

● 軽減措置

国民健康保険税は世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。

令和3年度から個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定基準額が変わります。

算定式が見直しとなりますが、令和3年度以降も改正前と同じ水準で軽減判定が行われます。

軽減割合	改正前	改正後
7割	世帯の所得の合計額が 33万円 以下	世帯の所得の合計額が ^{※1} 43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円 以下
5割	世帯の所得の合計額が ^{※2} 33万円+(28.5万円×加入者・特定同一世帯所属者の人数) 以下	世帯の所得の合計額が 43万円+(28.5万円×加入者・特定同一世帯所属者の人数) +(給与所得者等の数-1)×10万円 以下
2割	世帯の所得の合計額が 33万円+(52万円×加入者・特定同一世帯所属者の人数) 以下	世帯の所得の合計額が 43万円+(52万円×加入者・特定同一世帯所属者の人数) +(給与所得者等の数-1)×10万円 以下

※1 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方です

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・65歳未満で公的年金の収入金額が60万円を超える方
- ・65歳以上で公的年金の収入金額が125万円を超える方

※2 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、継続して同一世帯に属する方

問合せ 国民健康保険課 ☎72・3123